日置市第11期分別収集計画

令和7年9月

日置市

日置市分別収集計画

目次

- 1 計画策定の意義・・・1
- 2 基本的方向・・・2
- 3 計画期間・・・2
- 4 対象品目・・・2
- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第 1号)・・・3
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法 第8条第2項第2号)・・・3
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)・・・4
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込み(法第8条第2項第4号)・・・5,6
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込みの算定方法・・・7
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5 号)・・・8
- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6 号)・・・9
- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・9

日置市分別収集計画

1 計画策定の意義

日置市が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第 112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たっては、市町村分別収集計画の策定が必要である。(法第8条第1項)この市町村分別収集計画に基づき、日置市が分別収集をして得られた容器包装廃棄物のうち、一定の基準に適合する施設に保管しているものについては、容器包装リサイクル法に基づき、容器を製造、利用又は包装を用いる事業者である特定事業者により引き取られ、再商品化されることとなる。

一方、日置市が市町村分別収集計画を定めた場合には、当該計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を実施することとする。(法第10条第1項)また、日置市は、分別収集を行う場合には、排出者が遵守すべき分別の基準を定めるとともに、排出者は、この基準に従って容器包装廃棄物を適正に分別して排出することが義務付けられている。(法第10条第2項及び3項)

本計画は、このような状況のなか「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」第8条第4項に基づいて、一般廃棄物のなかで大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、ごみの減量化を図る目的で、事業者、消費者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民が協力し、ごみの分別徹底による排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- (2) すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。
- (3) ポイ捨てや不法投棄の根絶による、環境美化の推進。

3 計画期間

市町村分別収集計画の計画期間については、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第3条に基づき定められており、今回の第11期市町村分別収集計画の計画期間は、令和8年4月~令和13年3月までの5年間となる。また、当該計画は、容器包装リサイクル法第8条第1項に基づき3年ごとに見直され次期見直しは、令和10年度に行う予定である。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第 1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	519 t	515 t	512 t	509 t	505 t
製品プラスチック	49 t	48 t	48 t	48 t	47 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法 第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては日置市の行政、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。

- (1) ごみ減量の推進やリサイクルを促進するために方策を実施する。
- (2) 効率的な運営を図るため市民とともに処理機能が十分果たせるよう ごみ分別化の徹底を図る。
- (3) 施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、児童、生徒などに対して、ごみ排出量の増大、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。
- (4) ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃 棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

効果的な運営を図るため、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集す	る容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として	スチール製の容器	缶
主として	アルミ製の容器	
主として	無色のガラス製容器	びん
ガラス製	茶色のガラス製容器	
の容器	その他のガラス製容器	
主として糸	紙製の容器包装であって	紙パック
飲料を充っ	てんするためのもの(原	
材料として	てアルミニウムが利用さ	
れている。	ものを除く。)	
主として具	設ボール製の容器	段ボール
主として約	紙製の容器包装であって	その他の紙
上記以外の	かもの	
主として	ポリエチレンテレフタレ	ペットボトル
— ト (P E	T)製の容器包装であっ	
て飲料又は	はしょうゆを充てんする	
ためのもの	D	
主としてこ	プラスチック製の容器包	プラスチック資源(白色ト
装であって	て上記以外のもの	レイを含む。)
プラスチ	ック資源循環法に基づき	
分別収集	するもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	8 年	F度	9 年	F度	10年	三度	11年	三度	12年	三度
主としてスチ ール製の容器	15	t								
主としてアル ミ製の容器	34	t	33	t	33	t	33	t	33	t
無色のガラス	(合	計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
製容器	25	t	25	t	25 t		25 t		25 t	
	(引渡量)	(独自 処理量)								
	25 t	O t	25 t	O t	25 t	O t	25t	O t	25t	O t
茶色のガラス	(合	計)								
製容器	67	t	66 t		66 t		66 t		65 t	
	(引渡量)	(独自 処理量)								
	53t	14 t	52t	14t	52t	14 t	52t	14 t	51t	14 t
その他のガラ	(合	計)								
ス製容器	13	t	13 t		13 t		13 t		13 t	
	(引渡量)	(独自 処理量)								
	13 t	0 t	13 t	0 t	13 t	0 t	13t	0 t	13 t	0 t
主のあ充め材ル利る、と容っての料ミ用もし器てんもとニさの紙装料る(てムて除紙装料る(てムて除	3	t	3	t	3	t	3	t	3	t
主として段ボール製の紙容器包装	62	t	61	t	61	t	61	t	60	t

主	ح	し	て	紙										
製	\mathcal{O}	容	器	包	(油白奶	1. 押 畳)	(油白奶	1. 押 畳)	(独 自 処	一抽 畳)	(油白奶	1. 押 畳)	(油白奶	1. 神 畳)
装	で	あ	つ	て										
上	記	以	外	\mathcal{O}	20)t	20)t	20) t	19)t	19)t
ŧ	0													
主	کے	L	て	ポ										
IJ	工	チ	レ	ン	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
テ	V	フ	タ	V	86	t	86	t	85	t	84	t	84	t
<u> </u>	1	(I	PET)										,
製	\mathcal{O}	容	器	で										
あ	2	て	飲	料		(m) ((4)				(4)
又	は	L	ょ	う	(引渡量)	(独自 処理量)	(引渡量)	(独自 処理量)	(引渡量)	(独自 処理量)	(引 渡 量)	(独自 処理量)	(引渡量)	(独自 処理量)
ゆ	を	充	て	λ	O t	86 t	O t	86 t	O t	85t	O t	84 t	O t	84 t
す	る	た	め	\mathcal{O}										
ŧ	の													
主	と	L	て	プ	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
ラ	ス	チ	ツ	ク	194	ł t	193	B t	191	. t	190) t	188	3 t
製	\mathcal{O}	容	器	包										
装	で	あ	つ	て	(引渡量)	(独自 処理量)	(引渡量)	(独自 処理量)	(引渡量)	(独自 処理量)	(引渡量)	(独自 処理量)	(引 渡 量)	(独自 処理量)
上	記	以	外	\mathcal{O}	194t	0 t	193t		191t	0 t	190t	0 t	188t	0 t
₽	の													
製	밆	プ	ラ	ス	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
チ	ツ	ク	(プ	49		48		48		48		47	
ラ	ス	チ	ツ	ク	48	, t	40	, С г	4 C	, t	40	, с r	4 (r
資	源	循	環	法	(引 渡 量)	(独自	(引渡量)	(独自	(引 渡 量)	(独自	(引 渡 量)	(独自	(引 渡 量)	(独自
に	基	づ	<	分	0 t	^{処理量)}	O t	^{処理量)}	O t	処理量) 10+	O t	処理量) 10+	0 t	^{処理量)} 47t
別	対 1	象)			O t	491	Οι	401	Οt	48 t	Οί	48 t	O t	411

[※] 令和8年度の容器包装及び製品プラスチックについては、8年度中からプラスチック資源循環促進法第33条に基づき、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う予定としている。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に 規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率 なお、人口変動率は、直近(令和4年度~令和6年度)の人口推計等 を参考に、次のとおり設定した。

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
45,256人	44,897人	44,541人	44,188人	43,838人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.21%	99.21%	99.21%	99.21%	99.21%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、収集・運搬・保管等の段階の実施者について下記に示す。

n= / · ·	1			\
容器包装	長廃棄物の種類	収集に係る	収集・運搬	選別・保
		分別の区分	段階	管等段階
金属	スチール製容器	缶	市の委託業	民間事業
	アルミ製容器		者による定	者
			期収集、住	
			民団体によ	
			る集団回収	
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市の委託業	
	茶色のガラス製容器		者による定	
	その他のガラス製容器		期収集	
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市の委託業	
	段ボール	段ボール	者による定	
	その他の紙製容器包装	その他の	期収集、住	
		紙	民団体によ	
			る集団回収	
プラス	ペットボトル	ペットボト	市の委託業	
チック		ル	者による定	
	その他容器包装プラス	プラスチッ	期収集	
	チック	ク資源(白		
	製品プラスチック	色トレイを		
		含む。)		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

選別・圧縮などの処理を行っている施設の効率的な管理に努めるため 缶、びん、ペットボトル、プラスチック資源、紙類を排出段階で分別する。

分別収集する容器	収集に係る分	収集容	収集車	中間処理
包装廃棄物の種類	別の区分	器		
スチール製容器	缶	指定袋	平ボデ	民間施設
アルミ製容器			イ車、	(選別・
無色のガラス製容器	びん		ダンプ	圧縮)
茶色のガラス製容器			車、パ	
その他のガラス製容器			ッカー	
飲料用紙製容器	紙パック	紙ひも	車	民間施設
段ボール	段ボール	で縛る		(選別)
その他の紙製容器包装	その他の紙			
ペットボトル	ペットボトル	指定袋		民間施設
容器包装プラスチック	プラスチック			(選別・
	資源(白色ト			圧縮)
製品プラスチック	レイを含む。			
	<i>)</i>			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を 円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政が協力して、分 別収集推進を図る。